

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第175回 中国「民法典」の時間的効力

中国では2021年1月1日(以下「施行日」という)から、「民法典」が正式に施行されました。これに伴い、契約の締結、履行等の法的行為は施行日より前にすでに発生していたものの、紛争の発生が施行日よりも後となった状況についてどう解決するかが、重要かつ現実的な問題となっています。このような問題について、最高人民法院より「『民法典』適用の時間的効力に関する若干の規定」(以下「本規定」という)が公布されて詳細な規定が設けられたため、今回はそのポイントについて解説いたします。

◇法律適用のタイミングが事件解決に影響するケース

現地日系企業のA社は、中国資本企業のB社と長年の業務やりとりの中で良好な信頼関係を築いてきた。20年1月、B社よりA社に対し、短期的な資金繰り困難を解決するため、企業間融資の形で、A社から200万人民元の資金を借り入れたいとの依頼があった。B社の良好な信用に鑑み、またB社より提示された借入期間(3カ月)および利息条件(年利率8%)から、A社はB社の融資依頼に応じることとしたが、B社による万一の違約行為を防止するため、貸借協議書には弁済が期限を過ぎた場合、B社は年間24%の利率で違約金を支払わなければならないという約定を追加していた。

新型コロナウイルスの影響で、B社では20年2月より経営状況が急激に悪化し、3カ月の貸付期間が満了しても弁済することができなかった。交渉を重ねた末、B社に弁済の意思がないことを確認したA社は、B社を相手取り提訴することを決定し、20年7月には裁判所の立件手続きが完了した。

翌月、最高人民法院より突如、民間貸借事案の処理に関する司法解釈が新たに公布され、期限を過ぎた違約金について裁判所が支持する利率上限が24%から17%に引き下げられることになった。ただし、新たな司法解釈は20年8月20日以降に裁判所での立件を完了した案件でなければ適用されないため、A社の訴訟においては、従前の規定に基づき24%の違約金利率での請求が可能となった。

◇「民法典」の時間的効力の運用規則

「民法典」の適用にかかる時間的効力の運用ポイントは以下の通りです。

1. 施行日以後に発生した法的事実に起因する紛争には、原則として一律「民法典」の規定を適用する。
2. 施行日前に発生した法的事実に起因する紛争には、原則として当時の法律規定を適用するが、以下のような場合においては「民法典」の規定を適用する。

(1) 法律に「民法典」を適用すべきだとする別段の規定がある。

(2) 施行日以前に発生した法的事実が施行日後まで持続し、当該法的事実に起因する紛争である。

(3) 「民法典」の規定を適用することで、民事主体の適法な権益の保護、社会および経済の秩序の維持・保護、社会主义の核心的価値観の発揚のためにより有益となる。

3. 施行日前にすでに結了した案件について、当事者が再審を申し立てたか、審判監督手続きにより再審が決定された場合は、「民法典」の規定を適用しない。

4. 本規定ではほかにも多くの具体的な状況における遡及(そきゅう)適用について規定しており、以下のものが注目される。

(1) 施行日前に成立した契約について、当時の法律規定によれば無効となり、「民法典」の規定を適用すれば有効となるものには、「民法典」を適用する。

(2) 施行日前に成立し、施行日後まで履行を継続している契約について、施行日前における契約履行に起因して紛争が生じた場合は当時の法律規定を適用し、施行日後の契約履行に起因して紛争が生じた場合は「民法典」を適用する。

- (3) 施行日前に権利侵害行為がすでに発生していたが、損害の結果が施行日以降に発生した紛争には、「民法典」を適用する。
- (4) 施行日前に、被害者が一定のリスクのある文化・スポーツ活動に自らの意思で参加して損害を被ったことに起因する紛争には、「民法典」を適用する。
- (5) 施行日前に、被害者が自己の適法な権益を保護するために、権利侵害者の財物を差し押さえる等の措置を取ったことに起因する紛争には、「民法典」を適用する。
- (6) 施行日前に、建築物から物品を放擲したか、建築物上から物品を落下させたことにより他人に損害をもたらしたことに起因する紛争には、「民法典」を適用する。

◇日系企業へのアドバイス

特定の問題に対する分析や特定の事件への対応を実施する過程において、「民法典」を適用するか、従前の関連法律を適用するかは、あらかじめ確認しておくべき重要な問題であり、適用法律の判断を誤れば、後続の対応における方向性、分析、判断がいずれも不正確なものとなる可能性があります。「民法典」を適用すべきかどうかの判断がつかない場合は、必ず弁護士に相談されるようお勧めいたします。

《青島・山東省》

山東省のA株上場企業、20年末に227社に

中国山東省は22日、2020年末までに同省で中国A株上場企業が227社になったとのデータを公表した。これら企業の時価総額は同年末に計3兆4000億元(約54兆5000億円)だった。大衆日報などが伝えた。

省内16市のうち、A株上場企業が最も多いのは青島市で43社。2位は烟台市の42社、3位は濟南市の34社。青島市では海爾智家(ハイアール・スマートホーム)や青島ビールなどが上場している。

20年に山東省で新たに株式上場した企業は29社。この数は前年に比べて61%増えた。(時事)

青島市、海洋関連産業で固定資産投資12%増目指す

中国山東省青島市は今年、海洋関連産業で同市への投資拡大を目指す。漁業や水産関連、バイオ医薬関連、造船業、海洋関連の情報産業などの投資を多く呼び込み、これらの海洋関連産業全体で固定資産投資額は前年比約12%増とすることを目標とした。半島網が23日伝えた。

同市はすでに中国を代表する海洋関連産業の集積地となっているが、今後はさらに産業を拡大させ、「世界的な海洋産業都市」に飛躍することを目指す。今年の生産総額は前年比で約10%拡大させたい考えだ。産業拡大に向けて日本、韓国など海外との協力も強化し、多くの企業、投資を呼び込む戦略を進める。(時事)

《四川・中西部》

重慶の自動車生産台数、20年に前年比13%増の158万台

中国重慶市の経済情報委員会は22日、同市内の2020年の自動車生産台数が前年比13%増の158万台となったことを公表した。重慶日報が24日伝えた。

同市には中国自動車大手の長安汽車や長城汽車、電気自動車(EV)の金康賽力斯などが工場を置いている。長安汽車は20年の販売台数が200万台を超えた。

市内で一定規模以上の自動車製造業者による20年の生産額の総額は前年比12%増の3672億元(約5兆8800億円)。1~10月に市内の自動車製造業者全体で利益は前年比3645%増の101億元となつた。(時事)